

改正案

現行

（登記簿等の持出禁止）

第七条の二 登記簿及びその附属書類（第十七条第三項に規定する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）及び第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録（以下「第十九条の二に規定する電磁的記録」という。）を含む。以下この条、第九条、第十一条の二、第一百四十四条及び第一百四十一条において同じ。）は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。

（附属書類の閲覧）

第十一条の二 登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。この場合において、第十七条第三項に規定する電磁的記録又は第十九条の二に規定する電磁的記録に記録された情報の閲覧

（登記簿等の持出禁止）

第七条の二 登記簿及びその附属書類（第十七条第四項に規定する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）及び第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録（以下「第十九条の二に規定する電磁的記録」という。）を含む。以下この条、第九条、第十一条の二、第一百四十四条及び第一百四十一条において同じ。）は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。

（附属書類の閲覧）

第十一条の二 登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。この場合において、第十七条第四項に規定する電磁的記録又は第十九条の二に規定する電磁的記録に記録された情報の閲覧

は、その情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの
のを閲覧する方法により行う。

（印鑑証明）

第十二条 次に掲げる者でその印鑑を登記所に提出した者は、手
数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することがで
きる。

（印鑑証明）

第十二条 第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は
支配人、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により会
社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生
法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により会社につき
選任された管財人若しくは保全管理人、会社更生法（平成十四
年法律第二百五十四号）の規定により選任された管財人若しくは
保全管理人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律
(平成十二年法律第二百二十九号)の規定により会社につき選任
された承認管財人若しくは保全管理人でその印鑑を登記所に提
出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請
求することができる。

一 第十七条第二項の規定により登記の申請書に押印すべき者

（委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委
任をした者又はその代表者）

二 支配人

三 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により会社に
つき選任された破産管財人又は保全管理人

四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定によ

は、その情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの
のを閲覧する方法により行う。

り会社につき選任された管財人又は保全管理人

五 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により
選任された管財人又は保全管理人

六 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法
律第二百二十九号）の規定により会社につき選任された承認管
財人又は保全管理人

2 (略)

(電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明
)

第十二条の二 前条第一項各号に掲げる者（以下この条において「被証明者」という。）は、この条に規定するところにより次の事項（第二号の期間については、法務省令で定めるものに限りる。）の証明を請求することができる。ただし、代表権の制限その他の事項でこの項の規定による証明に適しないものとして法務省令で定めるものがあるときは、この限りでない。

一 電磁的記録に記録することができる情報が被証明者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該情報が他の情報に改変されているかどうかを確認することができる等被証明者の作成に係るものであることを確實に示すことができるものとして法務省令で定めるものについて、

2 (同上)

(電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明
)

第十二条の二 前条第一項に規定する者（以下この条において「印鑑提出者」という。）は、印鑑を提出した登記所が法務大臣の指定するものであるときは、この条に規定するところにより次の事項（第二号の期間については、法務省令で定めるものに限りる。）の証明を請求することができる。ただし、代表権の制限その他の事項でこの項の規定による証明に適しないものとして法務省令で定めるものがあるときは、この限りでない。

一 電磁的記録に記録することができる情報が印鑑提出者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該情報が他の情報に改変されているかどうかを確認することができる等印鑑提出者の作成に係るものであることを確實に示すことができるものとして法務省令で定めるものについて、

当該被証明者が当該措置を講じたものであることを確認するためには必要な事項

二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により証明を請求した被証明者は、併せて、自己に係る登記事項であつて法務省令で定めるものの証明を請求することができる。

4 第一項の規定により証明を請求する被証明者は、政令で定める場合を除くほか、手数料を納付しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定による証明は、法務大臣の指定する登記所の登記官がする。ただし、これらの規定による証明の請求は、当事者の営業所（会社にあつては、本店）の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

6 前項の指定は、告示してしなければならない。

7 第一項の規定により証明を請求した被証明者は、同項第二号の期間において同項第一号の事項が当該被証明者が同号の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項でなくなつたときは、第五項本文の登記所に対し、同項ただし書の登記所を経由して、その旨を届け出ることができる。

8・9 (略)

(嘱託による登記)

て、当該印鑑提出者が当該措置を講じたものであることを確認するために必要な事項

二 (同上)

2 (同上)

3 第一項の規定により証明を請求した印鑑提出者は、併せて、自己に係る登記事項であつて法務省令で定めるものの証明を請求することができる。

4 第一項の規定により証明を請求する印鑑提出者は、政令で定める場合を除くほか、手数料を納付しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定による証明は、法務大臣の指定する登記所の登記官がする。ただし、これらの規定による証明の請求は、第一項の登記所を経由してしなければならない。

6 第一項及び前項の指定は、告示してしなければならない。

7 第一項の規定により証明を請求した印鑑提出者は、同項第二号の期間において同項第一号の事項が当該印鑑提出者が同号の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項でなくなつたときは、第五項本文の登記所に対し、第一項の登記所を経由して、その旨を届け出ることができる。

8・9 (同上)

(嘱託による登記)

第十五条 第五条、第十七条から第十九条の二まで、第二十一条
、第二十二条、第二十三条の二、第二十四条、第五十一条第一
項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第
八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及
び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十
二条、第一百三十二条並びに第一百三十四条の規定は、官庁の嘱託
による登記の手続について準用する。

第十五条 第五条、第十七条から第十九条の二まで、第二十一条
、第二十二条、第二十三条の二、第二十四条、第四十八条から
第五十条まで（第九十五条、第一百十一条及び第一百八条におい
て準用する場合を含む。）、第五十一条第一項及び第二項、第
五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及
び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十
八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第一百三十二
条並びに第一百三十四条の規定は、官庁の嘱託による登記の手續
について準用する。

（登記申請の方式）

第十七条 （略）

2
（削る）

（登記申請の方式）
第十七条 （同上）

2
（同上）

3
会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支
店をも記載しなければならない。

3
前項第四号に掲げる事項を記録した電磁的記録が法務省令で
定める方法により提供されたときは、同項の規定にかかわらず
、申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載すること
を要しない。

4
第二項第四号に掲げる事項又は前項の規定により申請書に記
載すべき事項を記録した電磁的記録が法務省令で定める方法に
より提供されたときは、前二項の規定にかかわらず、申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しな
い。

(申請書の添付書面)

第十八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書（前条第三項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）にその権限を証する書面を添付しなければならない。

(申請書の添付書面)

第十八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書（前条第四項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）にその権限を証する書面を添付しなければならない。

第二十条 削除

第二十条 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。

2| 前項の規定は、委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

3| 前二項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

(申請の却下)

第二十四条 （略）

一～三 （略）

四 申請の権限を有しない者の申請によるとき、又は申請の権限を有する者であることの証明がないとき。

五・六 （略）

（削る）

(申請の却下)

第二十四条 （同上）

一～三 （同上）

四 申請の権限を有しない者の申請によるとき。

五・六 （同上）

七 第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第三十条第

二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。

七〇十五 (略)

(提訴期間経過後の登記)

第二十五条 登記すべき事項につき訴えをもつてのみ主張することができる無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかつたときは、前条第九号の規定は、適用しない。

2・3 (略)

八〇十六 (同上)

(提訴期間経過後の登記)

第二十五条 登記すべき事項につき訴えをもつてのみ主張することができる無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかつたときは、前条第十号の規定は、適用しない。

2・3 (同上)

(支店所在地における登記)

第四十八条から第五十条まで 削除

第四十八条 本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請書には、本店の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。この場合においては、他の書面の添付を要しない。

2 支店の所在地において会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、会社成立の年月日並びに支店を設置し又は移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第四十九条 法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社が本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請は、その支店が法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。

2| 前項の指定は、告示してしなければならない。

3| 第一項の規定による登記の申請と本店の所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

4| 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の規定による登記の申請については、適用しない。

5| 第一項の規定により登記を申請する者は、手数料を納付しなければならない。

6| 前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

7| 第十三条第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。

第五十条 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請について第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、その申請を却下しなければならない。前条第五項の手数料を納付しないときも、同様とする。

2|

本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、本店の所在地において登記すべき事項を登記したときは、遅滞なく、同項の登記の申請があつた旨を支店の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。ただし、前項の規定によりその申請を却下したときは、この限りでない。

3|

前項本文の場合において、前条第一項の登記の申請が設立の登記の申請であるときは、本店の所在地を管轄する登記所においては、会社成立の年月日をも通知しなければならない。

4|

前二項の規定による通知があつたときは、当該支店の所在地を管轄する登記所の登記官が前条第一項の登記の申請書を受け取つたものとみなして、第二十一条の規定を適用する。

(本店移転の登記)

第五十一条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

第五十一条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。第二十条第一項又は第二項の規定により新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出も、同様とする。

2・3 (略)

第八十二条 (略)

2 前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収合併存

第八十二条 (同上)

2 本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管

続会社又は新設合併設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3 第一項の登記の申請と第八十条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の登記の申請については、適用しない。

第八十七条 吸収分割会社又は新設分割会社がする吸収分割又は新設分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 前項の登記の申請と第八十五条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

轄区域内に吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3 本店の所在地における第一項の登記の申請と第八十条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の所在地における第一項の登記の申請については、適用しない。

第八十七条 本店の所在地における吸収分割会社又は新設分割会社がする吸収分割又は新設分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 本店の所在地における前項の登記の申請と第八十五条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

3 第一項の登記の申請書には、登記所において作成した吸収分割会社又は新設分割会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

(株式交付の登記)

第九十条の二 株式交付による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 株式交付計画書

二 株式の譲渡しの申込み又は会社法第七百七十四条の六の契約を証する書面

三 会社法第八百十六条の四第一項本文に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（同条第二項の規定により株式交付に反対する旨を通知した株主がある場合にあつては、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）

四 会社法第八百十六条の八第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合については、これらの方針による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて

(新設)

計上されたことを証する書面

(同時申請)

第九十一条 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合において、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社がする株式交換又は株式移転による新株予約権の変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に株式交換完全親会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式移転設立完全親会社」という。）の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合には、前項の登記の申請と第八十九条又は第九十条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

(同時申請)

第九十一条 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合において、本店の所在地における株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社がする株式交換又は株式移転による新株予約権の変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に株式交換完全親会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式移転設立完全親会社」という。）の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合には、本店の所在地における前項の登記の申請と第八十九条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、登記所において作成した株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

(準用規定)

(準用規定)

第九十五条 第四十七条第一項及び第五十一条から第五十三条までの規定は、合名会社の登記について準用する。

(準用規定)

第一百十一条 第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条及び第九十六条から第百三条までの規定は、合資会社の登記について準用する。

(準用規定)

第一百十八条 第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条及び第九十六条から第百三条までの規定は、合同会社の登記について準用する。

第九十五条 第四十七条第一項及び第四十八条から第五十三条までの規定は、合名会社の登記について準用する。

(準用規定)

第一百十一条 第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条、第九十六条から第百一条まで及び第一百三条の規定は、合資会社の登記について準用する。

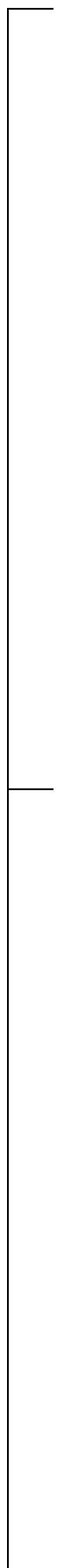
(準用規定)

第一百十八条 第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条、第九十六条から第百一条まで及び第一百三条の規定は、合同会社の登記について準用する。

第一百三十八条 削除

第一百三十八条 前三条の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項の登記については、本店の所在地においてした登記にのみ適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。

- 2| 前項本文の場合において、登記を抹消したときは、登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。
- 3| 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。



十二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

改正案

現行

目次

第一章 (略)

第二章 (略)

第一節・第二節 (略)

第三節 (略)

第一款～第七款 (略)

第八款 役員等の損害賠償責任（第百十一条～第百十八条）

)

第九款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約

(第一百八条の二・第一百八条の三)

第四節～第八節 (略)

第三章 (略)

第一節 (略)

第二節 (略)

第一款～第四款 (略)

第五款 役員等の損害賠償責任（第一百九十八条）

(第一百九十八条の二)

目次

第一章 (同上)

第二章 (同上)

第一節・第二節 (同上)

第三節 (同上)

第一款～第七款 (同上)

第八款 役員等の損害賠償責任（第百十一条～第百十八条）

)

(新設)

第四節～第八節 (同上)

第三章 (同上)

第一節 (同上)

第二節 (同上)

第一款～第四款 (同上)

第五款 役員等の損害賠償責任（第一百九十八条）

(新設)

を行うときは、次に掲げる資料（第四十七条の四第三項において「社員総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により社員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの）をいう。以下この款、第三百一条第二項第四号の二及び第三百四十二条第十号の二において同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一　社員総会参考書類

二　議決権行使書面

三　第一百一十五条の計算書類及び事業報告並びに監査報告

（電子提供措置）

第四十七条の三　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の理事は、第三十九条第二項各号に掲げる場合には、社員総会の日の三週間前日の又は同条第一項の通知を発した日のいづれか早い日（第四十七条の六第三号において「電子提供措置開始日」という。）から社員総会の日後三箇月を経過する日までの間（第四十七条の六において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一　第三十八条第一項各号に掲げる事項

（新設）

二 第四十一一条第一項に規定する場合には、社員総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

三 第四十二条第一項に規定する場合には、社員総会参考書類に記載すべき事項

四 第四十五条第一項の規定による請求があつた場合には、同項の議案の要領

五 一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合において、理事が定時社員総会を招集するときは、第一百二十五条の計算書類及び事業報告並びに監査報告に記載され、又は記録された事項

六 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2| 前項の規定にかかわらず、理事が第三十九条第一項の通知に際して社員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

(社員総会の招集の通知等の特則)

第四十七条の四 前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合における第三十九条第一項の規定の適用については、同項中「社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあ

(新設)

つては、その期間)前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、「社員総会の日」とあるのは、「社員総会の日」とする。

2 第三十九条第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第二項又は第三項の通知には、第三十八条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、電子提供措置をとっている旨その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

3 第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第一百二十五条の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人においては、理事は、第三十九条第一項の通知に際して、社員に対し、社員総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

4 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人における第四十五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について第四十七条の一に規定する電子提供措置をとる」とする。

(書面交付請求)

第四十七条の五 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の社員（第三十九条第三項の承諾をした社員を除く。）は、一般社団法人に対し、第四十七条の三第一項各号に掲げる事項（次項において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。

2 理事は、第四十七条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求（以下この条において「書面交付請求」という。）をした社員に対し、当該社員総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 書面交付請求をした社員がある場合において、その書面交付請求の日（当該社員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日）から一年を経過したときは、一般社団法人は、当該社員に対し、前項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間（以下この条において「催告期間」という。）内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。

4 前項の規定による通知及び催告を受けた社員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該社員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

(新設)

(電子提供措置の中止)

第四十七条の六 第四十七条の三第一項の規定にかかるらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中止（社員が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれた後改変されたこと（同項第六号の規定により修正されたことを除く。）をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中止は当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一 電子提供措置の中止が生ずることにつき一般社団法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は一般社団法人に正当な事由があること。

二 電子提供措置の中止が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三 電子提供措置開始日から社員総会の日までの期間中に電子提供措置の中止が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中止が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四 一般社団法人が電子提供措置の中止が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中止が生じた時間及び電子提供措置の中止の内容について当該電子提供措置に付して

(新設)

電子提供措置をとつたこと。

(議決権の代理行使)

第五十条 (略)

2～5 (略)

6 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一・二 (略)

(新設)

一・二 (同上)

(議決権の代理行使)

第五十条 (同上)

2～5 (同上)

6 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- 7 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
- 一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。
 - 二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。
 - 三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行つたとき。
 - 四 請求者が、過去二年以内において、代理権を証明する書面

の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(書面による議決権の行使)

第五十一条 (略)

2・3 (略)

4 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

5 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

三 請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行つたとき。

(書面による議決権の行使)

第五十一条 (同上)

2・3 (同上)

4 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(新設)

四 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(電磁的方法による議決権の行使)

第五十二条 (略)

254 (略)

5 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

6 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」といいう。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

三 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写によつて知り

(電磁的方法による議決権の行使)

第五十二条 (同上)

254 (同上)

5 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(新設)

得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行つたとき。

四 請求者が、過去二年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(役員の資格等)

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 (略)

二 削除

三 (略)

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2・3 (略)

(役員の資格等)

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 (同上)

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 (同上)

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2・3 (同上)

(新設)

第六十五条の二 成年被後見人が役員に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあつては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年

被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。

2 被保佐人が役員に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定は、保佐人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

4 成年被後見人又は被保佐人がした役員の資格に基づく行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条（略）

2 民法第一百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない。

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条（同上）

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない。

（役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任）

第一百十一条 理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任

（役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任）

第一百十一条 理事、監事又は会計監査人（以下この款及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任

務を怠つたときは、一般社団法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2・3 (略)

務を怠つたときは、一般社団法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2・3 (同上)

第九款 補償契約及び役員等のために締結される保険

契約

(新設)

(補償契約)

(新設)

第一百八条の二 一般社団法人が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該一般社団法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失
ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2|

一般社団法人は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該一般社団法人が前項第二号の損害を賠償するトすれば当該役員等が当該一般社団法人に対しても百十一条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3|
補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した一般社団法人が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該一般社団法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4| 理事会設置一般社団法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5| 第八十四条第一項、第九十二条第二項、第一百十一条第三項及び第一百六条第一項の規定は、一般社団法人と理事との間の補

償契約については、適用しない。

- 6 | 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

第一百十八条の三 一般社団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）の決議によらなければならない。

- 2 | 第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第一百十一条第三項の規定は、一般社団法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

- 3 | 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、

(新設)

適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときによる。

第一百六十条　（略）

2　（略）

3　第六十五条の二の規定は、設立時評議員、設立時理事及び設立時監事について準用する。

（評議員の資格等）

第一百七十三条　第六十五条第一項及び第六十五条の二の規定は、評議員について準用する。

2・3　（略）

第一百六十条　（同上）

2　（同上）

（新設）

（評議員の資格等）

第一百七十三条　第六十五条第一項の規定は、評議員について準用する。

2・3　（同上）

第一百九十八条　前章第三節第八款（第一百十七条第二項第一号口を除く。）の規定は、一般財團法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第一百十一条第一項中「理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）」とあるのは「理事、監事若しくは会計監査人（以下この款及び第三百二条第二項第九号において「役員等」という。）又は「理事、監事若しくは会計監査人（以下この款及び第三百二条第二項第九号において「役員等」という。）又

第一百九十八条　前章第三節第八款（第一百十七条第二項第一号口を除く。）の規定は、一般財團法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第一百十一条第一項中「理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）」とあるのは「理事、監事若しくは会計監査人（以下この款及び第三百二条第二項第九号において「役員等」という。）又は「理事、監事若しくは会計監査人（以下この款及び第三百二条第二項第九号において「役員等」という。）又

は評議員」と、同条第二項中「第八十四条第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十四条第一項」と、同条第三項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、同項第一号中「第八十四条第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十四条第一項」と、第一百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、第一百十四条第二項中「についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案」とあるのは「に関する議案」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合には、その割合）以上の議決権を有する社員が同項」とあるのは「総評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合には、その割合）以上の評議員が前項」と、第一百十五条第一項中「三百一条第二項第十二号」とあるのは「第三百二条第二項第十号」と、第一百十六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、第一百十七条第一項及び第一百十八条中「役員等」とあるのは「役員等又は評議員」と、第一百十七条第二項第一号二中「第一百二十八条第三項」とあるのは「第一百二十九条において準用する第一百二十八条第三項」と読み替えるものとする。

「評議員」と、同条第二項中「第八十四条第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十四条第一項」と、同条第三項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、同項第一号条において準用する第八十四条第一項第二号」と、同百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、第一百二十四条第二項中「についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案」とあるのは「に関する議案」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員が同項」とあるのは「総評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の評議員が前項」と、第一百十五条第一項中「三百二条第二項第十号」とあるのは「第三百二条第二項第十号」と、第一百十六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、第一百十七条第一項及び第一百十八条中「役員等」とあるのは「役員等又は評議員」と、第一百十七条第二項第一号二中「第二百二十八条第三項」とあるのは「第一百九十九条において準用する第二百二十八条第三項」と読み替えるものとする。

第六款 補償契約及び役員等のために締結される保険

契約

(新設)

(新設)

第一百八十八条の二 前章第三節第九款の規定は、一般財団法人について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）」とあるのは「理事会」と、第一百八十八条の二第一項中「役員等に」とあるのは「理事、監事又は会計監査人（以下この款において「役員等」という。）に」と、同条第二項第二号中「第一百十一条第一項」とあるのは「第一百八十八条において準用する第一百十一条第一項」と、同条第四項中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、同条第五項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項、第一百十一条第三項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第一百十一条第三項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第一百十一条第三項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十四条第一項及び第九十二条第二項並びに第一百八十八条において準用する第一百十一条第三項」と読み替えるものとする。

(清算人の就任)

第二百九条 (略)

2 4 (略)

(清算人の就任)

第二百九条 (同上)

2 4 (同上)

5 第六十四条、第六十五条第一項及び第六十五条の二の規定は清算人について、第六十五条第三項の規定は清算人会設置法人（清算人会を置く清算法人会を置く清算法人をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「理事は」とあるのは、「清算人は」と読み替えるものとする。

（和解）

第二百八十二条 監事設置一般社団法人が、当該監事設置一般社団法人の理事及び清算人並びにこれらの者であつた者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）の同意を得なければならない。

（削る）

第二百八十二条 （略）

2 ～ 4 （略）

（一般社団法人の設立の登記）

第三百一条 （略）

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 ～ 四 （略）

5 第六十四条及び第六十五条第一項の規定は清算人について、同条第三項の規定は清算人会設置法人（清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「理事は」とあるのは、「清算人は」と読み替えるものとする。

（新設）

第二百八十二条 （同上）

2 ～ 4 （同上）

（一般社団法人の設立の登記）

第三百一条 （同上）

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 ～ 四 （同上）

四の二 第四十七条の二の規定による電子提供措置をとる旨の

(新設)

定款の定めがあるときは、その定め

五〇十五 (略)

第三款 削除

第三百十二条から第三百十四条まで 削除

五〇十五 (同上)

第三款 従たる事務所の所在地における登記

(従たる事務所の所在地における登記)

第三百十二条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 一般社団法人等の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併設立法人が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合 第三百七条第一項各号に掲げる日のいずれか遅い日から三週間以内

三 一般社団法人等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2| 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在

地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 | 従たる事務所の所在地において前二項の規定により前項各号に掲げる事項を登記する場合には、一般社団法人等の成立の年月日並びに従たる事務所を設置した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

4 | 第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第三百十三条 一般社団法人等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この項において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる

事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

2) 従たる事務所の所在地において前項の規定により前条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、一般社団法人等の成立の年月日並びに従たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(従たる事務所における変更の登記等)

第三百四条 第三百六条第一項、第三百七条第一項及び第三百十一条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第三百六条第一項に規定する変更の登記は、第三百十二条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第三百十五条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

第三百十五条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、一般社団法人等の主たる事務所（第一号口に規定する場合であつて当該決議によつて第三百十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときには、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

(削る)

第三百二十九条 削除

一〇三 (同上)

2 (同上)

3 前項に規定する場合において、同項各号に掲げる訴えに係る請求の目的に係る合併により第三百十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各一般社団法人等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項各号に定める登記を嘱託しなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記の申請)

第三百二十九条 主たる事務所及び従たる事務所の所在地において登記すべき事項について従たる事務所の所在地においてする登記の申請書には、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。この場合においては、他の書面の添付を要しない。

(商業登記法の準用)

第三百三十条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで（第十二条第一項第二号及び第五号を除く。）、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十三条、第五十条、第五十二条、第七十二条、第八十二条、第八十三条、第一百三十二条から第一百三十七条まで及び第一百三十九条から第一百四

(商業登記法の準用)

第三百三十条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十七条まで、第三十三条、第四十九条から第五十二条まで、第七十二条、第八十二条、第八十三条及び第一百三十二条から第一百四十八条までの規定は、一般社団法人等に関する登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第

十八条までの規定は、一般社団法人等に関する登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十七条及び第三十三条第一項中「本店」とある部分を除く。）中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七条及び第三十三条第一項中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同法第二十七条並びに第三十三条第一項第四号及び第二項中「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同条第一項第四号中「営業所を」とあるのは「主たる事務所を」と、同法第七十二条中「会社法第四百七十二条第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百四十九条第一項本文又は第二百三条第一項本文」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十条において準用する商業登記法第一百四十五条」と読み替えるものとする。

二十七条及び第三十三条第一項中「本店」とある部分を除く。）中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七条及び第三十三条第一項中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同法第二十七条並びに第三十三条第一項第四号及び第二項中「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同条第一項第四号中「営業所を」とあるのは「主たる事務所を」と、同法第七十二条中「会社法第四百七十二条第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百四十九条第一項本文又は第二百三条第一項本文」と読み替えるものとする。

(過料に処すべき行為)

(過料に処すべき行為)

第三百四十二条 設立時社員、設立者、設立時理事、設立時監事

、設立時評議員、理事、監事、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事、評議員若しくは清算人の職務を代行する者、第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百三十七条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は検査役は、次にいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十 (略)

十の二 第四十七条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

一一〇十三 (略)

十四 第九十二条第二項（第一百九十七条及び第二百二十条第十項において準用する場合を含む。）又は第一百十八条の二第四項（第一百九十八条の二において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十五〇二十二 (略)

第三百四十二条 設立時社員、設立者、設立時理事、設立時監事

、設立時評議員、理事、監事、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事、評議員若しくは清算人の職務を代行する者、第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百三十七条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は検査役は、次にいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

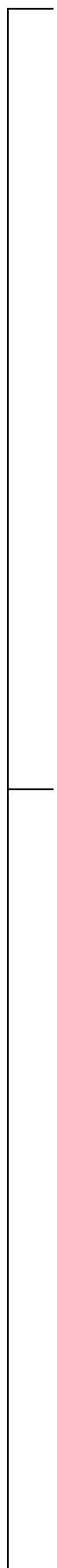
一〇十 (同上)

(新設)

一一〇十三 (同上)

十四 第九十二条第二項（第一百九十七条及び第二百二十条第十項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十五〇二十二 (同上)



第七章 厚生労働省関係

一 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

改正案

現行

（役員の職務及び権限等）

第三十条の三 （略）

2
（略）

3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）

及び第四項の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十二条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条

（役員の職務及び権限等）

第三十条の三 （同上）

2
（同上）

3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十二条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十九条

第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項（第三号から第五号までを除く。）」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員の第三者に対する損害賠償責任）

第三十一条の四 （略）

2
（略）

一
（略）

イ 第三十一条の九第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ
（略）

二
（略）

（補償契約）

第三十一条の六 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部

（新設）

八条中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員の第三者に対する損害賠償責任）

第三十一条の四 （同上）

2
（同上）

一
（同上）

イ 第三十一条の七第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ
（同上）

二
（同上）

又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことなどが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために出す費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとなれば当該役員が当該組合に対して第三十一条の三第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3)

補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4)

補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5)

第三十一条の二第一項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6)

民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第三十一条の七 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち

役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定を

(新設)

するには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十一条の二第一項及び第三項の規定は、組合が保険者と

の間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第一百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときにつきに限る。

(役員の責任を追及する訴え)

第三十一条の八 役員の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二各号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百四十九条の二中「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあ

(役員の責任を追及する訴え)

第三十一条の六 役員の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十二条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二

るのと「各監事」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第三十一条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要なとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（決算関係書類等の作成等）

第三十一条の九　（略）

第三十一条の十　（略）
2・3　（略）

4　会計監査人の責任については、第三十一条の三から第三十一条の五まで、第三十一条の六第一項から第三項まで及び第三十一条の七第一項の規定を準用する。この場合において、第三十一条の三第四項第三号及び第三十一条の四第二項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十一条の五中

五並びに第三十一条の六第一項及び第二項中「役員」とあるの

項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第三十一条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（決算関係書類等の作成等）

第三十一条の七　（同上）

第三十一条の八　（同上）
2・3　（同上）

4　会計監査人の責任については、第三十一条の三から第三十一条の五までの規定を準用する。この場合において、第三十一条の三第四項第三号及び第三十一条の四第二項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十一条の五中

「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

は「役員又は会計監査人」と、同条第三項中「役員が」とあるのは「役員若しくは会計監査人が」と、「役員に」とあるのは「役員又は会計監査人に」と、第三十一条の七第一項中「役員が」とあるのは「役員又は会計監査人が」と、「役員に」とあるのは「役員又は会計監査人を」と、「役員の」とあるのは「役員又は会計監査人の」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十一条の八の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条の十一（略）

（総会の特別議決方法）

第四十二条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一〇四（略）

五 第三十一条の三第四項（第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。）の規定による責任の免除

（会社法等の準用）

第七十三条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十

5 会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十一条の六の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条の九（同上）

（総会の特別議決方法）

第四十二条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一〇四（同上）

五 第三十一条の三第四項（第三十一条の八第四項において準用する場合を含む。）の規定による責任の免除

（会社法等の準用）

第七十三条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十

五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人については、第二十九条の二、第二十九条の三、第三十条の二、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四から第三十一条の二まで（第三十条の七第二項を除く。）、第三十一条の三第一項から第三項まで、第三十二条の四第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十三条の五、第三十三条の九（第一項及び第十項を除く。）、第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条、第三十七条第二項、第四十三条並びに第四十五条第二項から第四項まで並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四百六十二条第一項（第三号から第五号までを除く。）、第三百八十二条第一項、第三百八十三条第一項、第三百八十四条第一項（第三号から第五号までを除く。）

五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第一項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人については、第二十九条の二、第二十九条の三、第三十条の二、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四から第三十一条の二まで（第三十条の七第二項を除く。）、第三十一条の三第一項から第三項まで、第三十二条の四第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条の五、第三十二条の七（第一項及び第十項を除く。）、第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条、第三十七条第二項、第四十三条並びに第四十五条第二項から第四項まで並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十二条第一項及び第四項、第三百八十二条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第

第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二各号、第八百五十二条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十一条の九第二項中「貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同条第三項及び第五項から第八項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第九項中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項（第三号から第五号までを除く。）」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」と

三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十二条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十一条の七第二項中「貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同条第三項及び第五項から第八項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げ

とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十二条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第六項第一号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」とあるのは「総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百九十二条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二十二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十三条において準用する同法第三十一条の第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

る株主」とあるのは「総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第六項第一号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二十二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十三条において準用する同法第三十一条の第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

第七十三条において準用する同法第三十一条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十一条から第八十三条まで

削除

(従たる事務所の所在地における登記)

第八十一条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併設立組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第七十八条の二に規定する日から三週間以内

三 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第二号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3] 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第八十二条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第八十三条 第七十八条、第七十八条の二及び第八十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従

たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、吸収合併存続組合についての変更の登記は、第八十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(登記の嘱託)

第九十条
(略)

2
•
3

(略)

組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第九十二条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号及び第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条から第一百四十八条までの規定を準用する。この

(登記の嘱託)

第九十条 **(同上)**

2 · 3
(同上)

4 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第九十二条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条规定まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第二百三十二条から第二百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は行政訴訟に

場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「訴えについてはその主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に、行政庁に対する請求については当該行政庁」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条本文の規定による清算人」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法（一とあるのは「消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二条において準用する商業登記法（一と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第一百四十五条」と読み替えるものとする。

（決算関係書類等の提出）

第九十二条の二　（略）

2 第三十一条の十第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しな

対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「訴えについてはその主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に、行政庁に対する請求については当該行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第八十一条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条本文の規定による清算人」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法（一とあるのは「消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二条において準用する商業登記法（一と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第一百四十五条」と読み替えるものとする。

（決算関係書類等の提出）

第九十二条の二　（同上）

2 第三十一条の八第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しな

ければならない。

3 (略)

第一百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇四 (略)

五 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の九第九項（第七十三条において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第九項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第二十五条の二第三項、第二十六条の五第二項、第三十条の七第三項、第三十一条の九第十一項、第三十二条第三項、第四十五条第四項、第四十九条第二項、第五十三条の九第二項、第六十八条第二項、第六十八条の二第二項、第六十八条

ければならない。

3 (同上)

第一百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇四 (同上)

五 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の七第九項（第七十三条において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第九項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第二十五条の二第三項、第二十六条の五第二項、第三十条の七第三項、第三十一条の七第十一項、第三十二条第三項、第四十五条第四項、第四十九条第二項、第五十三条の九第二項、第六十八条第二項、第六十八条の二第二項、第六十八条

の三第二項又は第六十八条の四第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七〇十三（略）

十四 第三十条の五第三項、第三十一条の九第一項、第三十二条第一項、第四十五条第一項若しくは第五十六条第四項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第五百七条第一項に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたとき。

十五・十六（略）

十七 第三十一条の二第三項（第七十三条において準用する場合を含む。）又は第三十一条の六第四項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十八 第三十一条の十第三項又は第三十一条の十一第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十九 第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書

の三第二項又は第六十八条の四第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七〇十三（同上）

十四 第三十条の五第三項、第三十一条の七第一項、第三十二条第一項、第四十五条第一項若しくは第五十六条第四項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第五百七条第一項に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたとき。

十五・十六（同上）

十七 第三十一条の二第三項（第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十八 第三十一条の八第三項又は第三十一条の九第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十九 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書

面又は電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写を拒んだとき。

二十 第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

二十一 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会

に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

二十一 第三十一条の九第一項の規定に違反したとき。

二十二～四十四 （略）

2
3
（略）

2
3
（同上）

二十二～四十四 （同上）

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

改 正 案

	現 行
目次	目次
第一章～第五章 (略)	第一章～第五章 (同上)
第六章 (略)	第六章 (同上)
第一節・第二節 (略)	第一節・第二節 (同上)
第三節 (略)	第三節 (同上)
第一款～第六款 (略)	第一款～第六款 (同上)
第七款 役員等の損害賠償責任等 (第四十五条の二十一第 四十五条の二十二の二)	第七款 役員等の損害賠償責任 (第四十五条の二十一第 四十五条の二十二)
第四節～第八節 (略)	第四節～第八節 (同上)
第七章～第十二章 (略)	第七章～第十二章 (同上)
附則	附則
(評議員会の運営)	(評議員会の運営)
第四十五条の九 (略)	第四十五条の九 (同上)
2～6 (略)	2～6 (同上)
7 (略)	7 (同上)
一 (略)	一 (同上)
二 第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及	二 第四十五条の二十四項において準用する一般社団法人及

び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会

三〇五 (略)

8～10 (略)

(理事会の権限等)

第四十五条の十三 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一〇五 (略)

六 第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及

び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除

5 (略)

第七款 役員等の損害賠償責任等

(役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任)

第四十五条の二十 (略)

2・3 (略)

(削る)

第七款 役員等の損害賠償責任

(役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任)

第四十五条の二十 (同上)

2・3 (同上)

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条から
第一百十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。こ
の場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは「総

び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会

三〇五 (同上)

8～10 (同上)

(理事会の権限等)

第四十五条の十二 (同上)

2・3 (同上)

4 (同上)

一〇五 (同上)

六 第四十五条の二十四において準用する一般社団法人及

び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除

5 (同上)

第七款 役員等の損害賠償責任

(役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任)

第四十五条の二十 (同上)

2・3 (同上)

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条から
第一百十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。こ
の場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは「総

評議員」と、同法第百十三條第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十四条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限る。」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）」の議決権」とあるのは「総評議員」と「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第百十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（準用規定）

第四十五条の二十二の二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百十二条から第一百十六条までの規定は第四十五条の二十第一項の責任について、同法第一百十八条の二及び第一百十八条の三の規定は社会福祉法人について、それぞれ準用する。この

（新設）

場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第百十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百四条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限る。」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第百十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十八条の二第一項中「社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）」とあるのは「理事会」と、同法第百十八条の三第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）」とあるのは「理事会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。